

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年6月26日

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員 堀内賢市

石巻地区広域行政事務組合監査委員
女川町議会議長 佐藤良一

- 1 監査対象部課等 消防本部及び消防署（分署及び出張所を含む。）
- 2 監査期間 令和5年5月1日から同年6月26日まで
- 3 監査対象範囲 令和3年8月から令和5年3月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻地区広域行政事務組合監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、勧告・指摘事項は認められませんでした。
なお、軽微な誤り等については、消防本部に対し、別途文書で指導しました。